

事業実施要綱

1 事業者の名称及び所在地	株式会社リビングプラットフォーム 〒064-0802 北海道札幌市中央区南 2 条西 20 丁目 291 番地										
2 研修事業の名称	LPF 認知症介護実践研修										
3 研修課程及び形式	認知症介護実践研修課程										
4 開講の目的	介護の現場で働くための基本的な知識と技術を身につけた人材を養成し、介護人材の確保に貢献する。										
5 研修責任者及び 研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者 藤木 文晶 研修コーディネーター 溝越 文子 研修担当部署 外販研修グループ 研修担当者 杉山 幸世 連絡先電話番号 042-704-9305 メールアドレス sachiyo.sugiyama@living-platform.com										
6 受講対象者(受講資格) 及び定員	神奈川県内の介護に直接携わる者とする。 定員数は下記「研修会場」による。										
7 受講申込方法	《申込手続》1. 当社指定の受講申込書に必要事項を記載し、期日までに提出する。 2. 先着順により受講予定者を決定後、受講決定通知を本人へ通知する。 3. 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。支払いに伴う手数料は受講予定者の負担とする。 《受講の決定》受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。指定の期日までに受講料の納入が確認できない場合は、受講辞退として取り扱うことができる。										
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	50,000 円(税込) 《内訳》受講料: 47,000 円、テキスト代: 3,000 円 受講に必要な交通費等は、本人負担とする。										
9 研修カリキュラム	別紙(日程表)のとおり										
10 研修会場 (名称及び所在地)	① LPF ケアカレッジ(定員数: 25 名) 〒252-0234 神奈川県相模原市中央区共和 4 丁目 13-1 フェスト淵野辺 2 階 ② 相模原市民会館(定員数: 60 名) 〒252-0239 神奈川県相模原市中央区中央 3-13-15										
11 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	実践者等養成研修のカリキュラムの全課程を指定期間中に受講し、課題を提出することとする。提出課題において、当社が適切と認めた者。										
12 使用テキスト	認知症介護実践者研修テキスト 中央法規出版株式会社										
13 解約条件及び 返金の有無	《受講生からのキャンセル》 開講日前日までの解約は、以下のキャンセル料が発生する。返還の際の振込手数料は受講予定者負担とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>辞退を申し出た日</th> <th>キャンセル料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修日当日</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>研修日前日</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>研修日 1 週間前</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>研修日 8 日前</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> 《当社からのキャンセル》 応募者が想定人数に満たなかった場合は、取り止める事がある。また、退校処分の規定に該当することが明白な場合は、受講の申し込みを受付しない。当社からのキャンセルの場合は、受講料を全額返金する。	辞退を申し出た日	キャンセル料	研修日当日	100%	研修日前日	80%	研修日 1 週間前	50%	研修日 8 日前	なし
辞退を申し出た日	キャンセル料										
研修日当日	100%										
研修日前日	80%										
研修日 1 週間前	50%										
研修日 8 日前	なし										
14 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	当社ホームページにおいて、以下の内容を情報開示する。 https://www.living-platform.com/ (1) 研修機関情報 法人名、住所、代表者名、社員数、事業概要、研修責任者名、研修施設、設備等 (2) 研修事業情報 研修対象者、スケジュール、定員、研修の概要(募集から受講までの流れ等) 費用、留意事項 (3) 講師情報 名前、資格、履歴、現職等 (4) 実績情報 過去の研修実績、卒業後の進路等 (5) 連絡先等 申込み・資料請求先、担当者、苦情対応担当者										
15 受講者の個人情報の取扱い	受講生の個人情報については、正当な理由なく第 3 者に漏洩しないこととする。										

16 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	亡失・き損した場合、受講生本人の申請により再交付する。修了証は県の指定の書式にて実物に代わる証明書を発行する。
17 その他研修実施に係る留意事項	退校処分の基準は以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと判断した場合・ 研修の秩序を乱し、授業の妨げとなると判断した場合・ 他の受講生、講師、職員等関係者に迷惑をかけていると判断した場合・ その他、研修実施に妨げになると判断した場合